

憲法第9条の国際化・自衛権の厳格化・集団的自衛権の否認

2015.08.08・ひたちなか市学習会

講師 田村 武夫(茨城大学名誉教授)

憲法前文第一段「・・・われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」

第九条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

はじめに

憲法第9条が決して過去の遺物・時代遅れではなく、グローバルな人的・物的交流の拡大と相互依存関係が深化している現代において積極的な存在意義をもち、さらに国際社会が新たな国際平和人権条約の模範・よりどころにしようとしている現実をみるとき(*)、日本の向かうべき方向として憲法9条の再確認が極めて重要である。

今日的意義のある平和的生存権と憲法第9条は、非軍事の徹底した恒久平和主義として、21世紀の世界平和を創り出す指針として世界の市民から注目を集め、高く評価されている。

1999年のハーグ平和アピール世界市民会議で採択された「公正な世界秩序のための基本10原則」の第1には、日本国憲法第9条が掲げられた。

「武力紛争予防のためのグローバルパートナーシップ」の活動、「世界平和フォーラム」宣言(**)、9条世界会議での「戦争を廃絶するための9条世界宣言」(2008.5、東京・幕張)などが、いずれも憲法第9条の理念や価値を、21世紀において世界平和を実現するための指針として世界各国に広められるべきことを確認したことは、誇るべきことである。

- * 2008年～ 国連人権理事会で「平和への権利の国際法典化促進」決議
- 2012年7月 国連人権理事会で「国連宣言案を検討するための作業部会設置」決議
- 2015年6月 国連人権理事会29会期で平和への権利に関する決議採択
- 2015年12月ころ(早ければ) 国連総会で採択

** 人類共有の宝としての平和憲法

2006年6月26日カナダ・バンクーバー「世界平和フォーラム」で「日本国憲法9条——平和のための人類共通の財産」というワークショップが開かれた。会場は200名の参加者であふれ、意気高い集会となった。

「憲法九条の二つの意味」の確認

上記ワークショップで日本国憲法九条の意味について確認。

一つは、「核の時代」の真実を人類に告示するという意味。「人類が戦争を絶滅させるか、戦争が人類を絶滅させるか、いずれか以外の中間的選択肢が消えつつある時代」に入ったというのが、広島と長崎、それにビキニの惨劇の告げた真実であったはずである。日本海周辺には、すでに70基を超える巨大原発が操業している。この地で、米軍と北朝鮮・中国軍が戦端を開いたとしたら、たとえ核兵器が使われなかったとしても、どんな破局が生まれるかは容易に想像できる。

もう一つは、天皇制を残しても再び「侵略の牙」をむかない旨、東アジア民衆に公約しないかぎり、東アジア諸国は納得しなかった。その国際的公約の「担保」として作成されたのが、憲法九条だという点である。東アジア民衆の合意をえないままに、九条改憲に向うことは、すさまじい国際的摩擦を呼ぼう。

1. 歴史的教訓（反省）と日本国憲法の立ち位置

- * 不戦条約(1928年)の欠陥＝自衛戦争権の無条件肯定が第二次世界大戦を防止できなかった→その克服＝自衛権・自衛戦争権の制限(国連憲章1条、51条)→戦力不保持・戦争放棄へ(核兵器の自己矛盾的性格＝守るべき物(目的)を破壊してしまうという实际的帰結も背景にある)
- * シビリアン・コントロールとくに国民代表議会による戦争・軍事行財政権限の民主的な統制の弱さ。だから最初から軍備をもたないことがベターな選択(非武装平和主義のもつ意義がここにある)
- * このことは、国民と国家との間に戦力不保持・戦争放棄・平和をめぐる対抗関係＝国民の権利と国家の義務という関係を必然的に発生せしめた——国民の平和をもとめる権利(対政府請求権)という觀念の形成
- * 日本国憲法の第9条および前文にいう平和的生存権の実効性をいかにして国民の権利として構成するかがわが国における憲法学の一貫した課題。
- * 戦争放棄・戦力不保持は一国内で法的意味をもつだけ。対外的には中立不可侵条約の締結が必要。

2. 政府の「自衛力＝自衛隊」論の内実

- ① 憲法は明示的に自衛権を否定していない→自衛権とは、急迫不正な侵害へ実力をもって排除する権利→その実力が「自衛力」であり、自衛隊はこれに該当する
- ② 「自衛力」の程度・範囲への制限が9条2項にいう戦力禁止→日本国憲法の下での「自衛力」は、「外部からの不正な武力攻撃や侵略を防止するために必要最小限度の自衛力」で戦力にあたらないもの→必要最小限度とはいかなる程度かは国際情勢・周辺諸国の軍事力との相関関係で、高度の政治判断を必要とし、裁判所の判断になじまない(統治行為論＝司法判断(違憲判断)否認論)。

結局、自衛力概念は主観的政治的裁量の性格をもつ不確定概念

例えば、1970年、1976年の『防衛白書』では、「自衛のための必要の最小の限度を越えて、他国に侵略的、攻撃的脅威を与えるものは保持しえない」と説明。しかし、1978年F15、P3Cの導入問題に関連しての政府見解は「憲法第9条第2項が保持を禁止している『戦力』は、自衛のための最小限度を越えるものである。それは、性能上専ら他国の国土の潰滅的破壊のためにのみ用いられる兵器(例えばICBM、長距離戦略爆

撃機など)であつて、これは保持することが許されない」(1978・2・14衆院予算委員会)。保持禁止の兵器＝戦力が非常に厳しい限定を付されてきた。自衛力の実体の範囲がいかに広いか、したがって、ほぼあらゆる兵器、巨大な火力＝殺傷力を自衛力の名のもとに保持が許されるということになる。

歯止めの効かない論理、自己抑制を内在させない論理がどれほどに無責任、無意味であるかがわかるであろう。環境激変への対処といった「現実」論なるものの無責任・無意味さ。

《以上の歴代政府見解の問題ポイント》

- ① 憲法上の「戦力」概念の確定を放棄。自衛力でないものを戦力といい、戦力でないものを自衛力という論理は循環論法。また、「各国はいずれも自国の防衛のために必要なものとしてその軍隊並びに軍事力を保有しているのであるから、それらの国々は、いずれも戦力を保有していない、という奇妙な結論になる」(札幌地判48・9・7)
- ② 「戦力」概念は、自衛あるいは制裁戦争を目的とするものであるか否か、侵略戦争を目的とするものであるか否かにかかわらず、客観的な内容・性質によって定められるべきもの
- ③ 憲法概念ではない「自衛力」という名の実力保持を肯定することは、憲法内的には正当化する論理的根拠をもちえないため、「自衛力」は本来、国際法上の概念である国家「自衛権」から導きだされることになる。しかし、国際法次元の「自衛権」は戦争＝武力行使等の違法性阻却・免責効果をもつ概念であつて、一国が軍事力(名称のいかんを問わず)を保持するかどうかの国内法＝憲法上の正当性も合法性も根拠づけえない法概念である。

3. 自衛権にかかわる新たな問題：集団的自衛権に関する安倍内閣以前の政府の見解

政府は従来から、憲法第9条が戦争放棄(第1項)、戦力の不保持と交戦権の否認(第2項)を規定していることを前提として、憲法第9条の下で許容される自衛権の発動については、次の3要件に該当する場合に限定している(1969年3月10日参議院予算委員会・高辻正己内閣法制局長官答弁、1972年10月14日参議院決算委員会提出資料、1985年9月27日政府答弁書)。すなわち、

- ① 我が国に対する急迫不正の侵害(武力攻撃)が存在すること、
- ② この攻撃を排除するため、他の適当な手段がないこと、
- ③ 自衛権行使の方法が、必要最小限度の実力行使にとどまること、である。

そして、上記を前提に、政府は、1981年5月29日の政府答弁書において、集団的自衛権について「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利」と定義した上で、「我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されない」旨の見解を表明した。この政府見解と憲法解釈は、その後30年以上にわたって一貫して維持されている。

したがって、たとえ日本と密接な関係にあるといえども、外国が他国から武力攻撃を受けた場合に、自衛隊が集団的自衛権を行使してその武力攻撃を阻止することは、上記①の要件を欠き、自衛権行使の必要最小限度の範囲を超え、憲法に違反して許されない。これが政府の一貫した見解である。

加えて政府は、憲法解釈の変更により集団的自衛権の行使を認められるかについては、解釈に議論がある点の立法的な解決方法として、「集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ない」と答弁し（1983年2月22日衆議院予算委員会・角田禮次郎内閣法制局長官答弁）、

また集団的自衛権に関する憲法解釈の変更があり得るのかについて、「(政府の憲法解釈は) それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたもの」であり、その上で「政府がその政策のために従来の憲法解釈を基本的に変更するということは、政府の憲法解釈の権威を著しく失墜させますし、ひいては内閣自体に対する国民の信頼を著しく損なうおそれもある、憲法を頂点とする法秩序の維持という観点から見ましても問題がある」と答弁し（1996年2月27日衆議院予算委員会・大森政輔内閣法制局長官答弁）、

さらには「憲法は我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第9条については過去50年余にわたる国会での議論の積み重ねがあるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならない」（2001年5月8日政府答弁書）として、憲法解釈の見直しに慎重かつ否定的な姿勢を貫いてきている。

4. 安倍内閣の集団的自衛権の合憲論

歴代内閣は、「自衛」はいいが、他国を守る「他衛（たえい）」はだめ。他国の防衛を手伝う集団的自衛権は他衛なので認められない——これが9条から読める解釈の限界だった。

ではなぜ、憲法を改正せず、解釈を変えるだけで集団的自衛権行使が認められるのか。安倍政権が持ち出したのは、過去の最高裁判決や政府見解を「三段跳び」のように結びつける理屈だ。

「ホップ」の土台としたのは1959年の砂川事件最高裁判決だ。裁判では、旧日米安保条約に基づく米軍基地の合憲性が争われた。判決は「自国の存立を全うするために必要な自衛の措置はとりうる」とし、憲法の下でも日本を守る自衛権は認められるとした。安倍政権が目をつけたのは、判決が「集団的」とか「個別的」といった限定を付けず、自衛権を認めているように読めるからだ。

政権がさらに、解釈変更への「ステップ」と位置づけたのが、72年に内閣法制局が国会に提出した「集団的自衛権と憲法との関係」と題する政府見解だ。見解はまず、砂川判決を念頭に「自国の存立を全うするために必要な自衛の措置を禁じていない」（〈1〉）とする。次に「だからといって、憲法は自衛の措置を無制限に認めてない」とクギを刺している。このため、自衛権を使えるのは「外国の武力攻撃によって国民の権利が根底からくつがえされる急迫、不正の事態」があった場合に限るとし、その場合も武力行使は「必要最小限度の範囲にとどまるべきだ」（〈2〉）と制限している。そのうえで見解は、〈1〉と〈2〉の「基本的論」

理」から導かれる結論として「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」(〈3〉)とする。

ところが政権は、〈1〉と〈2〉を引き続き使う一方、〈3〉の結論をひっくり返し、集団的自衛権の一部にも、憲法が認める「自衛」の部分があると主張する。三段跳びの「ジャンプ」の部分だ。なぜこんな「大跳躍」が可能なのか。政権は「安全保障環境の変化」を理由に挙げる。軍事技術の発展やテロの拡散で脅威は簡単に国境を越えるようになったとし、他国への武力攻撃でも状況次第で「我が国の存立を脅かす」と主張する。

■ 学者 政権の主張、厳しく批判

現審議中の安保法案の「合憲性」を強調する政権の理屈に対しては、衆院憲法審査会で参考人として発言した憲法学者3人から厳しい指摘が相次いだ。政権が「憲法9条は砂川判決で示されている通り、自衛権を否定していない」(横島裕介内閣法制局長官)と説明するのに対し、小林節・慶大名誉教授は、「砂川判決で問われたことは在日米軍基地の合憲性で、日本の集団的自衛権はどこにも問われていない」

集団的自衛権の行使を認めても「これまでの政府解釈との論理的整合性は保たれている」(中谷元・防衛相)との主張についても、厳しい批判がある。

「従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかない」。自民推薦参考人の長谷部恭男・早大教授は、憲法審で法案を批判し、「憲法違反だ」「他国への攻撃に対し武力を行使するのは、自衛と言うより他衛で、そこまで憲法は認めていない」と指摘。笹田栄司・早大教授も「(従来の解釈を)踏み越え違憲」とした。

政権が「安全保障環境の変化」を解釈変更の論拠とする点についても、長谷部氏は、今回の憲法解釈の変更で「どこまで武力行使が許されるのか不明確になった」と指摘する。時の政権の判断次第で「必要最小限度の自衛の措置」の範囲はいくらでも広げられる可能性があるからだ。長谷部氏や小林氏は、そんな解釈変更を認めれば「(憲法で国家権力を縛る)立憲主義に反する」と批判する。

おわりに

憲法に行間読みなど あるものか 素直に読もうぜ 九条の意味

結城第二高校3年生 ^{ほうしと} 法師人佑太、2014年夏朝日新聞社主催の短歌コンクール「中・高の部」で入選。

虹立つや 戦争しない 国が好き

結城第二高校3年生 ^{じゅうら} 相澤樹來、2014年夏国民文化祭俳句大会「小・中・高の部」で最高の文部科学大臣賞に輝く。

* 茨城県平和委員会が2014年12月05日付け朝日新聞茨城版1頁全面広告に掲載

- ・自衛隊員の「死の受容」は、武道館で国葬、靖国神社への合祀。
- ・戦争が始まると国民には歯止めする力はない。戦意昂揚一色になる。
- ・対外的脅威を「追い風」にして進められる「なし崩し改憲」からは、ナチス・ドイツの政治手法が浮かび上がってくる。国家秘密警察ゲシュタポを創設し、経済計画四ヵ年計画の全権として軍備拡張を強行したナチスの軍人ヘルマン・ゲーリングのことば。

「もちろん、普通の人々ま戦争を望まない.....しかし、政策を決定するのは最終的にはその国の指導者であるのだから、民主政治であろうが、ファシスト独裁であろうが、議会制であろうが、共産主義独裁であろうが、国民を戦争に引きずり込むのは常にきわめて単純だ.....そして簡単なことだ。国民には攻撃されつつ

あると言い、平和主義者を愛国心に欠けていると非難し、国家を危険にさらしていると主張する以外に、なにもする必要がない。この方法はどんな国家についても等しく有効だ。」

資料編

1. 国連人権理事会・諮問委員会第7会期（2011年8月8～12日）

平和に対する人民の権利 起草委員会による経過報告書（A/HRC/AC/7/3の改訂版）

平和に対する人民の権利の宣言草案

序文

国連人権理事会は、

暴力をなくし、すべての人権および基本的自由を尊重して、互いに平和に生きるという、すべての人々共通の意思を再確認し、国連の最も重要な目的が、国際平和と安全の維持であることを再確認し、私たち地球のすべての人民が神聖なる平和に対する権利を有していると宣言している1984年11月12日の国連総会決議39/11を再確認し、物質的幸福、発展、および国の発展、ならびに国連によって宣言された人権および基本的自由の完全な実施のために、武力行使の禁止は、重要で国際的に必要不可欠な条件であることを確信し、遅滞なき全面的核軍縮を含め、武力行使を世界から根絶しなければならぬというすべての人民の意思を表明し、平和に対する人民の権利についての宣言を、以下のとおり採択する。

第1条 平和に対する人権 – 諸原則

1. 人民および個人は、平和に対する人権を有する。この権利は普遍的および不可分なものであり、相互に依存し、相互に関連している。
2. 各国は、国際関係における武力行使または威嚇の放棄、とりわけ核兵器の廃絶を早急に追求しなければならない。
3. すべての国家は、国連憲章の原則に従い、自らが当事者となっている紛争の解決に向けて平和的手段を用いなければならない。
4. すべての国家は、国連憲章に規定された諸原則の尊重と、発展の権利や民族自決権を含めたすべての人権および基本的自由の促進、を基盤とした国際システムにおいて、国際平和の確立、維持および強化を促進しなければならない。

第2条 人間の安全保障

1. すべて人は、人間の安全保障の権利を有する。それは、恐怖と欠乏からの自由など積極的平和を構成するすべての要素を含む。
2. すべての個人は、あらゆる種類の暴力の標的になることなく、能力、身体、知性、道徳、および精神を全面的に発展させることができるように、平和のうちに生きる権利を有する。
3. すべて人は、集団殺戮、戦争犯罪、国際法に違反する武力行使、民族浄化および人道に対する犯罪から保護される権利を有する。国家が、その管轄においてこれらの犯罪の発生を防げない場合、国連加盟国および国連に対して、国連憲章および国際法を遵守する責任を果たすよう求めるべきである。
4. 各国および国連は、民間人の包括的および有効な保護を平和維持活動の権限に、優先目的として含めなければならない。
5. 各国、国際組織、とりわけ国連、及び市民社会は、紛争の防止、管理および平和的解決において、女性の積極的かつ持続した役割を促進しなければならない。また、紛争後の平和構築、統合、およびその維持に対する女性の貢献を促進すべきである。国家、地域および国際機構、そしてこれら地域の機構におけるあらゆる意思決定レベルにおいて、女性の代表者を増員しなければならない。
6. すべて人は、自分が属する政府に対し、国際人権法および国際人道法を含め、国際法の基準を効果的に遵守するよう要求する権利を有する。
7. 平和とは相容れない構造的な暴力を発生させるような不平等、排斥、および貧困をなくすために、制度が発展および強化されなければならない。国家および市民社会は、紛争調停、特に地域および民族またはそのいずれかに関連する紛争の調停のために積極的な役割を果たさなければならない。
8. すべて人は、軍事力および関連予算の民主的統制に対する権利、国家および人間の安全保障の必要性とその政策、

防衛および安全保障予算に関する公開討論の権利、また意思決定者による民主的監督機関に対する説明責任への権利を有する。

9. 国際的な法の支配の強化のため、すべての国家は国際刑事裁判所などの国際裁判およびその関連機関を支援し、人道に対する犯罪、戦争犯罪、集団殺戮および侵略への罪への取組みを支援する努力を行わなければならない。

第3条軍縮 第4条平和教育および訓練

第5条良心的拒否

1. 各個人は、良心的拒否の権利を有し、およびこの権利を効果的に行使することにおいて保護される権利を有する。

第6条民間軍事・警備会社 第7条圧制に対する抵抗および反対 第8条平和維持

第9条発展

1. すべての人間およびすべての人民は、すべての人権および基本的自由が全面的に実現し得るような経済的、社会的、文化的、政治的発展に参加し、貢献し、享受する権利を有する。

2. すべて人は、持続可能な発展の権利、経済的、社会的および文化的権利、とりわけ以下の権利を享受しなければならない。(a) 十分な食料、飲料水、衛生、住居、保健、衣服、教育、社会的安全および文化への権利

(b) 労働権ならびに雇用および労働組合における公正な条件を享受する権利。同じ職業または機能を遂行する人員間での平等な報酬に対する権利。公平な条件で社会的サービスにアクセスする権利。休暇を取得する権利。

(c) すべて国家は、発展の権利およびその他の人権を達成するため、互いに協力する義務を負う。

第10条思想、良心、表現および宗教の自由 第11条環境 第12条被害者および脆弱なグループの権利

第13条難民および移住者

第14条義務およびその履行

1. 平和に対する人権の維持、促進および履行は、すべて国家の基本的な義務を構成する。

平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会 <http://www.right-to-peace.info/>

日本の平和的生存権を世界に！

日本は憲法で平和的生存権を規定している世界でただひとつの国です。この平和的生存権は、憲法9条と一体となって、日本の平和を維持する役割を果たしています。平和的生存権を世界標準の人権にして、この権利をより実効性のあるものにしていきましょう。

平和憲法を持たない多くの国、紛争の絶えない地域にとっても、国連で平和への権利が人権として認められるのは心強いでしょう。将来、国際人権条約になれば、裁判で訴えることも可能になります。日本でも、米軍基地や自衛隊の増強、東北アジアの軍事的緊張関係など平和へ逆行する動きがあります。平和への権利はこのような動きを転換していく大きなきっかけになります。

各国の態度、日本政府の態度

国連人権理事会の47カ国中42カ国が促進決議に賛成しています。

しかし、日本政府は、アメリカ、EU諸国、韓国などとともに、平和への権利の国連人権理事会決議に一貫して反対しています。アメリカ政府は、平和は安全保障理事会のテーマだということで、人権理事会で討議されるのを避けようとしています。

日本は憲法に平和的生存権を明記した国です。平和への権利の国際人権宣言化に向けて、積極的な役割を果たすべきではないでしょうか。

2. 「国民安保法制懇」主要メンバー 廃案求める声明発表 (毎日新聞 2015年07月13日)

大森政輔・元内閣法制局長官 固有の権利として憲法9条が認めている個別的自衛権と違い、集団的自衛権は「他衛権」で本質的に違う。米軍駐留の合憲性を述べた砂川判決を集団的自衛権の根拠として持ち出すのは暴論中の暴論だ。

樋口陽一・東京大名誉教授 安保関連法案は「三重の侮辱」だ。内閣法制局が苦心して築いてきた政府見解を覆したのは国会審議への侮辱。砂川判決を持ち出すのは判例への侮辱。首相のポツダム宣言への理解のなさは歴史への侮辱だ。

長谷部恭男・早稲田大教授 安保法案が違憲だという点については決着している。何かそこに論争があるかのような話があったが、そんなことはない。廃案にされてしかるべきものだ。

小林節・慶応大名誉教授 国会内外の論戦で安倍政権が一つも答えられる内容を持っていないことが明らかになった。この怒りを忘れないでほしい。私も語り続けていく。

柳沢協二・元内閣官房副長官補 当初国民に反対された自衛隊やPKO(国連平和維持活動)が今日支持されているのは、一人も殺していないから。今回の法案は海外で殺し殺される任務を与えるもので、強行採決しても支持が戻ると考えるのは大間違いだ。

伊勢崎賢治・東京外語大教授 多国籍軍に加われば、自衛隊は一発も撃たなくても連帯責任を負うことになる。憲法に反する。絶対廃案にすべきだ。

伊藤真弁護士 国民は法案を憲法違反と理解している。日本は法治国家ではなく力で物事を押し通す野蛮な国になろうとしている。

◆ 大森氏「高村副総裁の集団的自衛権行使『合憲論』は暴論中の暴論」

大森氏は「自国防衛のための個別的自衛権と、他国防衛のための集団的自衛権は本質を異にする。集団的自衛権は他国間同盟などによって後天的に発生し、付与されるものだ。集団的自衛権の本質は他国防衛権と言ったほうが本質をよくあらわすだろう」と指摘する。

高村正彦・自民党副総裁らが持ち出す砂川事件の最高裁判決(1959年)を根拠にした集団的自衛権「合憲」論を「暴論中の暴論」と厳しく批判した。砂川事件でそもそも問われたのは日米安保条約に基づく駐留米軍の合憲性であり、集団的自衛権行使については問われていないとし、「(高村副総裁らが主張している)『わが国が、自国の平和と安全とを維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使であって、憲法は何らこれを禁止するものではない』という判決理由の一部を取り上げ、『必要な自衛のための措置』に個別的/集団的自衛権の区別をしていないから合憲という見解がある。判決全体を読まず、この数行しか読んでいないのだろう。(この数行は)『憲法9条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを何ら禁ずるものではない』という結論を引き出すためのものだ。集団的自衛権が合憲という結論を引き出す余地はまったくない」とした。「誤っている暴論を前提に日本の将来を左右しかねない事柄が与党内で調整されていることは憂慮すべき事態だ」

◆ 樋口氏「(高村副総裁の解釈は)大学の法学部1年生の試験で落第」

樋口氏は現状を「三重の侮辱」と表現した。「(砂川判決から集団的自衛権を合憲と主張するのは都合の良い理屈をこじつける)牽強附会(けんきょうふかい)にもなっていない議論。最高裁はどう思っているのだろうか。『裁判官は弁解せず』という言葉があるから、ねじ曲げないでくれとは言わないだろうが、判例の読み方の基本を踏み外している。大学1年の『法学概論』の試験で、高村副総裁のような答案を書けば落第。判例への侮辱だ」

残り二つは積み上げられてきた国会論戦、そして歴史認識への「侮辱」だ。「これまでの内閣法制局の見解の枠の中にあるんだという強弁を繰り返している。これまでの国会論戦の攻防を吹き飛ばしてしまう、国会審議への侮辱だ。安倍首相の歴史認識にも言及する。「一連の法案の背後にあるのは戦後レジームからの脱却というスローガンではないか。戦後の出発点であるポツダム宣言についてまったく取り違えた考えを安倍総理は公にしてきた。(こうした歴史認識のもとで)この法案像のすべてが始まっている。これは歴史に対する侮辱だ」。